

第1回門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託事業者選定委員会議事録

開催日時 令和6年5月8日(水) 午後1時00分から

開催場所 門真市役所 第8会議室

出席者 出席人数5人／全5人中

【事務局（司会）】

定刻になりましたので、只今から第1回門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託事業者選定委員会を開催します。私は、司会を務めます健康保険課の川口と申します。よろしくお願いいたします。まず初めに本日出席の委員は、5名中5名の方が出席いただいております、過半数以上出席されていますので本選定委員会は成立しておりますことを御報告いたします。また本選定委員会につきましては、議事録作成のため、録音いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日、皆さまにデータにて共有させていただいております資料の確認をいたします。資料の右上に資料番号をふっております、

資料1「次第」

資料2「委員名簿」

資料3「座席表」

資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」

資料5「門真市情報公開条例（抜粋）」

資料6「門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託事業者選定委員会設置要領」

資料7「門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託募集要領（案）」

資料8「門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託プロポーザル評価基準（案）」

資料9「門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書（案）」

以上9点でございます。

資料の不備等ございませんでしょうか。

それでは、ここで本委員会の委員長、副委員長、並びに委員の方々を御紹介いたします。資料6の門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託事業者選定委員会設置要領第3条第2項の規定により、委員長には吉井保健福祉部長、副委員長には高田保健福祉部次長をお願いしております。続きまして委員の御紹介をいたします。藤井福祉政策課参事、笹井健康増進課長、十河健康保険課長の皆さまです。よろしくお願いいたします。

続きまして、委員会の開催にあたりまして、吉井委員長よりご挨拶を申し上げます。吉井委員長よろしくお願いいたします。

【吉井委員長】

ただいま、事務局よりご紹介いただきました吉井でございます。本日は本選定委員会に御参集いただきましてありがとうございます。

さて、今回は特定健康診査受診勧奨業務委託事業者の選定委員会ということですが、先日開催いたしました保健指導等業務委託事業者選定委員会の冒頭でもお伝えしましたとおり、本市の国民健康保険の財政事情は予断を許さない状況となっております。

そのような状況にあって、特定健康診査の受診率を向上させ、生活習慣病の兆候を早期に発見するとともに、生活習慣病の発症や重症化を予防し、早期治療につなげることは、被保険者の健康寿命の延伸に寄与するとともに、医療費適正化にも大きく貢献するものであります。加えて、本市の令和4年度の特定健康診査受診率は29.4%であり、国が掲げる目標値である60%には至っていないことも踏まえ、特定健康診査受診勧奨業務は極めて重要な業務となります。

このことから、この業務に対して、民間の創意工夫、また、ノウハウを活用し特

定健康診査受診勧奨業務を効率的に進めていくためにプロポーザル方式により受託業者を選定する運びとなっております。各委員の皆さまにおかれましては何卒御協力賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のあいさついたします。

それでは、早速ではございますが、中身に移らせていただきます。次第の案件1、会議の公開・非公開の決定について、事務局から説明願います。

【事務局（説明）】

本委員会の公開・非公開についてですが、本委員会は、資料6の選定委員会設置要領第2条に基づき、選定基準に基づく委託事業者の選定に関することが主な内容となっており、これらの内容は、今後予定している企業が申請してくるアイデア等の技術情報や信用情報に係る機密内容等を取り扱うことから、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れのあるものにあたり、これらは資料5の「門真市情報公開条例」の第6条第1項第2号の不開示情報に該当しますので、資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」の第3条により、非公開とすることが適当であると考えております。

このことについて、御検討をお願いしたいと思います。

【吉井委員長】

ただいま、事務局から会議を非公開としたいとの提案がありましたが、他の委員の皆さまは、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【吉井委員長】

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開といたします。

続きまして、案件2に進みます。門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託募集要領（案）について説明願います。

【事務局（説明）】

資料7をお願いいたします。門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託募集要領（案）について御説明申し上げます。

本募集要領は、民間事業者が、公募型プロポーザル方式に参加するにあたり、必要な事項、参加申込方法等を定めたものであります。公募型プロポーザル方式の全体の流れとしましては、公募型プロポーザル方式実施の公告を行い、参加事業者を募集し、参加事業者から提出される企画提案書及び参加事業者が実施するプレゼンテーションをもとに、本委員会で評価していただき、受託候補者を決定していただくものとなっております。それでは、募集要領の内容の説明に移ります。

まず、1事業の趣旨・目的でございます。

門真市の令和4年度特定健康診査受診率は29.4%であり、国が掲げる目標値である60%には至っていない。この目標値達成に向けて、データを活用した特定健康診査の未受診者に対する効率的かつ効果的な受診勧奨対策を実施し、特定健康診査受診率の向上を図ることで、健康寿命の延伸及び医療費の適正化に寄与する、としております。

続きまして2業務概要でございます。本業務における委託名は、門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託、委託内容は、別紙資料9の門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書のとおりとしております。また委託期間は契約締結日から令和9年3月31日まで、実施場所は、門真市役所及び受注者において実施場所を確保する場合は個人情報保護に留意した場所となっております。提案限度価格につきましては、税込み20,427,000円と設定しております。

3参加資格でございます。公募型プロポーザル方式に参加するにあたり必要な資格を規定しております参加資格のうち、主なものとしまして、(6)本市の令和6年度

一般委託入札参加資格者名簿に業種「医療・福祉関連業務」で登録してある業者であること。(7)の受託実績として、国若しくは他の地方公共団体と同種業務の実績があること、としております。

次に、4 参加手続きから 9 契約手続については、公募型プロポーザル方式の実施スケジュールを記載させていただいております。スケジュール案としましては、公告を5月20日に行い、6月13日まで参加業者を募集し、参加申込をした業者のプレゼンテーション及び受託者の審査を6月下旬頃に実施、契約締結を令和6年7月初旬頃と設定させていただいております。また、具体的なプレゼンテーション及び受託者の審査の日程につきましては、11 その他のスケジュールにお示ししておりますのでよろしくお願いいたします。募集要領の説明につきましては以上でございます。

【吉井委員長】

ただいま事務局より、募集要領について説明がありました。このことにつきまして御意見等はございませんでしょうか。

【委員】

実施場所が門真市役所というのはよろしいでしょうか。「受注者において実施場所を確保する場合には～」との記載もありますが、市役所の庁舎移転の計画もあると思いますのでよろしいでしょうか。

【吉井委員長】

実施場所は門真市役所でよろしいでしょうか。

【事務局】

現時点での住所を記載しております。

【吉井委員長】

住所に変更等あれば、生じた際に変更契約等していく必要があります。

【吉井委員長】

それでは、多少の意見がありましたが、募集要領の内容について、事務局案のとおり採用いたしますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【吉井委員長】

募集要領につきまして、採用することといたします。

それでは次の案件に進みます。案件3 特定健康診査受診勧奨業務委託受託者の評価基準（案）について、を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

【事務局（説明）】

案件(3)の特定健康診査受診勧奨業務委託受託者の評価基準（案）について、でございます。資料8「門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託プロポーザル評価基準（案）」をご覧ください。本評価基準の審査及び評価につきましては、門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託事業者選定委員会において、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な委託事業者を選定するため、プロポーザル参加者の企画提案書類を受け、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき総合的に審査及び評価を行うこととしております。選定方法につきましては、(1)選定委員は、委託事業者が提出した企画提案書の内容について、次ページにあります「評価基準表」に基づき、提案者ごとに採点を行うこととしております。また、(2)「評価基準表」の評価項目ごとに採点し、合計点数の満点は100点としております。

(3)「提案評価点」の算出方法としては、「評価基準表」に基づき、5段階評価とし、各段階の配点は(5)のとおりとしております。なお、総合点は、各委員の得点を合計したものとしております。

(4)総合点が一番高い提案者を受注候補者といたします。また、次席としては、2番目に点数の高かった提案者といたします。ただし、総合点が満点の6割に満たない者は受注候補者として選定いたしません。なお、最高評価点者が2人以上あるとき（同点のとき）は、次の順で優位に評価するものといたします。

1 【評価項目①】「企画提案項目」における合計得点が高い者

2 提案価格が低い者

上記の1、2の基準により受注候補者の選定を行った上で、受注候補者が1者とならない場合は、選定委員会で協議の上、理由を付して1者に選定するものといたします。

(5)「提案評価点」の算出方法としては、「評価基準表」に基づき、5段階評価とし、各段階の配点は次表のとおりといたします。

例えば、10点満点の項目で、非常に優れた提案と評価する場合は10点を、標準的な提案と評価する場合は6点を、5点満点の項目で非常に優れた提案と評価する場合は5点を、標準的な提案と評価する場合は3点と採点するものです。

なお、評価基準表の評価項目②における会社概要と受託実績につきましては、プロポーザル参加者の評価について、審査委員の間に差が出ないように、事務局で基準を作成し、あらかじめ点数化する予定であります。

評価基準の説明は以上です。

【吉井委員長】

ただいま事務局より、門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託プロポーザル評価基準（案）について説明がありました。どなたか御意見等はございませんでしょうか。

【委員】

なし

【吉井委員長】

それでは、評価基準について、事務局案のとおり採用いたします。委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【吉井委員長】

それでは、評価基準につきまして、採用することといたします。

続きまして案件4その他でございますが、皆様方から何かご意見等ございますでしょうか。どんなことでも結構です。

【委員】

なし

【吉井委員長】

他にございませんでしょうか。無ければ、事務局、次回の第2回選定委員会の説明をお願いします。

【事務局（司会）】

今後のスケジュールについて事務局から説明させていただきます。まず、本日採

用いただきました、募集要領及び評価基準で5月20日（月）に公告を行い、募集要領等に関する質問を6月3日（月）まで受け付けします。質問に対する回答期限は6月7日（金）までとしています。その後、6月13日（木）まで参加業者を公募したのち、企画提案書の概要、提案書に対する評価、参加業者によるプレゼンテーション及び受託候補者の選定について、を審査事項とする第2回審査委員会を6月27日（木）と、予備日として6月28日（金）に開催する予定でございます。その際の日程調整につきましては、後日改めて調整させていただきたく考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【吉井委員長】

それでは、次回審査会の開催予定ですが、後日、改めて日程調整を行い、通知しますので、御参集をお願い申し上げます。

以上を持ちまして、第1回門真市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託事業者選定委員会を終了といたします。本日は御協力ありがとうございました。